

会津大学部局長会議規程

(平成18年 4月 1日規程第11号)
改正 平成20年 4月 1日規程第21号
改正 平成21年 4月 1日規程第23号
改正 平成29年 2月22日規程第22号
改正 2021年 3月17日規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程（以下「運営組織規程」という。）第18条第4項に基づき、会津大学部局長会議（以下「部局長会議」という。）の運営方法等に関して必要な事項を定めるものとする。

(会務)

第2条 部局長会議は、次の事項を行うものとする。

(1) 本学の教育研究、管理運営等に関する特に重要な下記事項の審議

- ア 中期目標についての知事に対する意見
- イ 中期計画及び年度計画
- ウ 中期目標期間終了時及び毎年度の業務実績報告書
- エ 認証評価機関に提出する点検評価報告書
- オ 学則その他重要な規程（要綱等を含む。）の制定及び改廃
- カ 予算編成方針、予算編成及び決算並びに財産の取得及び処分に関する重要事項
- キ 組織及び職制の制定及び改廃
- ク 教員人事及び教員評価の方針
- ケ 教員の選考
- コ 地域貢献及び復興支援に関する重要事項
- サ 施設環境の整備、施設の維持管理、研究室及び教育研究施設等の配置に関する重要事項
- シ 会津大学安全保障輸出管理規程第8条第2項に掲げる事項
- ス その他役員会、経営審議会及び教育研究審議会の議に付すべき重要事項

(2) 各部局及び各部門における運営状況の報告など部局間の情報共有と連絡調整

2 前項の規定にかかわらず、部局長会議の決定により、部局長会議における審議を省略することができる。

(会議)

第3条 定例部局長会議は月1回開催するものとする。

- 2 学長は、部局長会議を招集し、その議長となる。
- 3 学長は、必要と認めるときは、部局長会議を臨時に招集することができる。

(定足数)

第4条 部局長会議は、構成員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(議決)

第5条 会議において議決を要する事項は特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 採決は、挙手又は投票によりこれを行う。

(他の職員等の出席)

第6条 議長は、運営組織規程第18条第3項に定める場合のほか、必要と認めるときは部局長以外の関係者、職員を部局長会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 部局長会議に関する庶務は、事務局総務予算課で行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。